

指定短期入所事業所 障害者グループホームこだち 重要事項説明書

あなたに対する短期入所サービス提供開始にあたり、厚生労働省令に基づいて当事業所があなたに説明すべき内容は次の通りです。

1 事業者の概要

名 称	社会福祉法人 西春日井福祉会
所在地	愛知県清須市春日新町95番地
電話番号	TEL052-408-0515 FAX052-408-5515
代表者氏名	理事長 長瀬 保
設立年月	平成5年6月7日

2 提供施設

事業所の種類	指定短期入所事業所
事業所の名称	障害者グループホーム こだち
事業所の所在地	愛知県北名古屋市九之坪笹塚29番地
連絡先	TEL0568-65-6156 FAX0568-65-6177
管理者	大野 高稔
サービス管理責任者	原田 晃生
サービスの実施地域	清須市・北名古屋市・豊山町
主たる対象者	知的障害者
利用定員	1名
開設年月日	令和3年6月1日
事業所番号	2310800384

3 サービスの目的・運営方針

目的	短期間の入所を必要とする利用者に対し、入浴、排泄および食事等の介護や日常生活上の支援を提供することを目的とする。
運営方針	利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、生活全般にわたる介助や支援を行うことで、より充実した生活が送れるようサービスを提供する。

4 サービスに係る施設・設備等の概要

(1) 施設

建物	構造	鉄骨造平屋建て
	延べ床面積	616.03 m ² (障害者相談支援センター杜の風使用区域を含む)
敷地面積		1,690.16 m ²

(2) 居室

居室の種類	室数	面積	一人当り面積	備考
1人部屋	1室	11.3m ²	11.3m ²	収納部分を含まず

(3) 主な設備

居室の種類	室数	面積	一人当り面積	備考
居間・食堂	2室	68.2m ²		
便所	5室	14.1m ²		
浴室	2室	9.8m ²		
洗面所	2室	2.6m ²		
台所	2室	10.8m ²		
事務室(世話人室)	1室	12.9m ²		
テイルーム	1室	47.3m ²		

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し施設・設備を設置しています。

5 サービス提供職員の設置状況

職種	員数	職務内容
管理者	1名	・従業者及び業務の一元的管理及び指揮命令
サービス管理責任者	1名	・共同生活援助計画の作成 ・サービス内容の継続的評価 ・サービス内容と実施の手順に係る技術的助言や指導
看護職員	1名	・利用者の健康管理及び療養上の指導
世話人	3名以上	・利用者の生活の介護及び援助
生活支援員	2名以上	・利用者の生活の介護及び援助
夜間支援従事者	4名以上	・夜間及び深夜時間帯の生活の介護及び援助

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し、上記の職種の職員を配置しています。

6 職員の勤務体制

職種	勤務体制
管理者	常勤 生活支援員兼務 勤務時間帯のうち4時間勤務
サービス管理責任者	常勤 生活支援員兼務 勤務時間帯のうち4時間勤務
世話人 生活支援員	早出(6:30~15:30) 日勤(8:30~17:30) B5勤務(10:00~19:00) 遅出(12:00~21:00) 正規職員は常勤、その他職員は(4~8時間)は非常勤で勤務
看護職員	非常勤 勤務時間帯(8:30~17:30)のうち3時間勤務
夜間支援従事者	常勤 世話人・生活支援員兼務 D7勤務(16:30~翌10:00)

7 営業日と営業時間

年中無休

8 利用申込み

利用の申し込みの前に面接調査と健康診断書の提出をお願いします。

9 サービス利用料金とサービス内容

(1) 障害福祉サービス

下記の障害福祉サービスの利用料金は、別表1料金表の総費用額の1割の額(小数点以下切捨て)が利用者負担額となり、残りの9割が自立支援給付等の給付対象となります。事業所が自立支援給付等を代理受領する場合には、利用者負担分としてサービス料金の1割を事業所にお支払いいただきます。

なお、利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

サービスの種類	サービスの内容
日常生活支援	利用者の状況に応じて食事・排泄・更衣・整容等日常生活全般にわたる必要で適切な援助を行います。
日中活動支援	利用者の状況に応じて作業的活動・趣味的活動など、日中活動の場を提供します。
健康管理	日常生活上必要なバイタルチェックや投薬その他必要な管理、記録を行います。
相談・助言	利用者及びその家族からの相談については、適切な相談、助言、援助等を行います。

(2) その他の利用料金(障害福祉サービスの対象外)

障害福祉サービス以外の利用料金は別表2のとおりです。利用者個人の希望による特別のサービスは、事情の許す限り提供に努めますが、その費用については、利用者負担を原則とします。ここに定めのないものについてはお互いで協議します。

10 利用料金の請求・支払い

(1) 障害福祉サービス

障害福祉サービス利用料金は1か月ごとに計算し、市町村が定める利用者負担となる定率負担額および実費負担分を利用した翌月の15日までに請求しますので、月末までにお支払いください。

(2) その他のサービスの実費

利用者の要望による個別のサービスにかかった費用はその都度請求し、お預かりしている本人所持金(こづかい)から支払っていただきます。

(3) サービス利用の取り消し(食事キャンセル)料金

利用者がサービス利用の取り消しを利用日の3日前までに申し出のない場合は、一食ごとのキャンセル料(食事材料費)をいただきます。

(4) 利用料金の支払い方法

① 下記指定口座への振込み・口座振替

中日信用金庫 西春支店 普通口座

社会福祉法人 西春日井福祉会 障害者グループホームこだち

② 当事業所窓口での現金支払い(通常の営業時間内をお願いします)

11 苦情等の受付について

当事業所が提供するサービスの全般についての利用者からの要望や苦情について、当事業所の関係規定に基づき誠実に対応します。

苦情相談受付窓口

相談窓口受付担当者	原田 晃生(サービス管理責任者) 電話 0568-65-6156
-----------	-------------------------------------

苦情解決責任者	大野 高稔(管理者)
第三者委員	林 恵子(当法人評議員、民生委員) TEL 052-409-3169 井上 忍(当法人評議員、民生委員) TEL 0568-23-1072
県社会福祉協議会 運営適正化委員会	所在地 名古屋市東区白壁一丁目50番地 愛知県社会福祉会館内 ・電話番号 (052) 212-5515 / FAX:(052) 212-5514 ・相談時間/月曜日～金曜日 9:00～17:00(祝日・休日・年末年始除く)
各市町担当窓口	北名古屋市社会福祉課 電話(0568)22-1111 清須市社会福祉課 電話(052)400-2721 豊山町福祉課 電話(0568)28-0001 契約者の該当市の福祉課 電話() -

1.2 虐待防止について

利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、虐待防止に関する責任者を選任し、成年後見制度の利用を支援するとともに、従業員に対し、研修を実施しています。また、虐待防止対応検討委員会を定期的に関催し、虐待の防止および早期発見に努めています、

(1) 虐待防止に関する相談窓口

相談窓口受付担当者	原田 晃生(サービス管理責任者) 電話 0568-65-6156
虐待防止責任者	大野 高稔(管理者)

1.3 身体拘束等の禁止について

サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命及び身体を保護するため緊急その他やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。また、身体拘束等の適正化のための委員会を開催するとともに、従業員に対し、研修を定期的実施しています。

1.4 第三者による評価の実施状況について

第三者による評価	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		

1.5 利用者の記録及び情報の管理等

利用者の記録及び個人情報、個人情報保護法に基づいて対応します。

- (1) 利用者へのサービス向上に関する当事業所内職員会議や、他の事業所との連絡調整及び緊急時における病院等への連絡などにおいて情報提供が必要となる場合があるため、それらについては別紙個人情報使用同意書に基づき対応いたします。
- (2) 市町及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意(「個人情報使用同意書」による)に基づき情報提供を致します。
- (3) 利用記録及び個人情報については契約の終了後5年間保管します。

1.6 衛生管理等について

利用者の使用する設備や飲用する水について、衛生的な管理に努めるとともに、健康管理等に必要な機械器具等の管理を適正に行います。また、感染症または食中毒の予防及びまん延防止のための委員会を開催するとともに、従業員に対し、研修及び訓練を定期的実施しています。

17 緊急時の対応について

当事業所利用中の利用者に病状の急変が生じた場合及びその他必要な場合は、速やかに救急車等を利用して協力医療機関等に受診します。この場合はご家族等に早急に連絡します。

18 協力医療機関

当事業所は、下記の医療機関と協力し、利用者の病状の急変等に備えます。

名 称	住所 ・ 電話番号
医療法人済衆館 済衆館病院	愛知県北名古屋市鹿田西村前111番地 TEL 0568-21-0811

19 非常災害時の対応について

非常災害時は、当事業所非常時対応指針及び消防計画等により対応します。

非常災害時の対応	非常災害に関する具体的計画により、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行います。
防火管理責任者	サービス管理責任者 原田 晃生
防 災 訓 練	消防計画書に基づき、利用者も参加して防災避難訓練を年2回実施します。
防 災 設 備	スプリンクラー 自動火災報知機 誘導灯 非常通報装置 消火器

20 事故発生時の対応について

利用者に対する短期入所サービスの提供により事故が発生した場合は、県、市町、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。また、利用者に対する短期入所サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

損 害 賠 償 保 険	<p>事故・災害に備えて損害賠償保険に加入しています。</p> <p>加入保険会社名 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社</p> <p>加入保険内容 填補限度額 対人1名につき3億円 対物1事故につき 2千万円</p>
-------------	--

21 施設利用上の留意事項

当事業所を利用される人の共同生活の場として、個々の生活のあり方を尊重し、快適性や安全性を保つために、以下の事項についてご留意ください。

種 類	内 容
来 訪	来訪者は必ず事務室（世話人室）にお知らせください。
面 会	面会日・面会時間に特に制限はありませんが、朝9時までおよび17時以降は職員が手簿のため対応が難しい場合もあります。
外出・外泊	家族その他関係者の責任による外出・外泊に制限はありません。食事のキャンセルは3日前まで無料で可能ですが、それ以降は、一食ごとのキャンセル料（食事材料費）をいただきます。
持 ち 物	生活必需品・生活を楽しむための物品の持ち込みは自由ですが、刃物等危険物はお断りします。また集団生活上安全衛生等の管理が難しいものについてもお断りする場合があります。また本人では管理の難しいもの・周囲とのトラブルにつながるようなものについては、本人・家族の了解を得て職員が管理をさせていただきます。

	本人・職員が気をつけていてもいろいろな理由で持ち物が破損する場合がありますので、大切なものの持ち込みはご遠慮ください。本人の管理する貴重品については自分の責任において管理していただきます。紛失等の事故に対する責任は事業所で負うことはできません。
設備利用	事業所内の設備・器具の利用は本来の用途に従ってご利用ください。これに反した利用により破損等が生じた場合は賠償していただくことがあります。本意でなくても他人の物品・施設設備等を破損することがあります。当施設を利用する際は損害賠償保険に加入することをお勧めします。
喫煙・飲酒	喫煙は原則的にお断りします。飲酒は時・場所等を相談の上、他の利用者の迷惑にならない範囲でお願いします。
宗教・政治・営利活動等	利用者の思想・信教は自由ですが、他の利用者や職員に対して迷惑を及ぼすような宗教活動・政治活動・営利活動等をご遠慮ください。

22 ハラスメント対策について

当事業所は、適切な共同生活援助サービスの提供を確保する観点から、援助現場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより事業所の就業環境が害されることを防止するための方針を明確化する等の必要な措置を講じるものとします。

事業所において対策を講ずるべきものとして、次のような行為をハラスメントであるとします。

- (1) 身体的な力を使って危害を及ぼすような、身体的暴力
 - (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする精神的暴力
 - (3) 意に添わない性的誘い掛け、好意的態度の要求等の、セクシャルハラスメント
 - (4) その他、必要かつ相当な範囲を超える悪質な要求やクレーム、長時間の拘束等
- 事業所、利用者及びその家族等は、ハラスメントの発生防止に努めるものとします。

23 業務継続計画について

感染症や非常災害の発生時において、利用者が継続して共同生活援助サービスの提供が受けられるよう、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るため、業務継続計画を策定しています。また、その計画に基づき、従業員に対して、必要な研修及び訓練を実施しています。

24 地域生活支援拠点等の機能について

当事業所は、サービス実施区域の地域生活支援拠点等として、短期入所等を活用し、介護者の急病等の緊急時に受入れを行うとともに、共同生活援助サービスの体験利用の機会を提供しています。

25 サービス提供開始可能年月日

令和 年 月 日

指定短期入所事業所 障害者グループホームこだちの障害福祉サービスの提供及び開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業者 住所 〒481-0041 北名古屋市九之坪笹塚29番地
名称 指定短期入所事業所 障害者グループホームこだち

説明者 職名
氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から指定短期入所事業所 障害者グループホームこだちの障害福祉サービスの提供及び利用について重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者 住所 〒
氏名 印

身元保証人
(成年後見人) 住所 〒
氏名 印
(続柄)

成年後見人 住所 〒
氏名 印

指定共同生活援助事業所（日中サービス支援型）

障害者グループホームこだち 重要事項説明書

あなたに対する共同生活援助サービス提供の開始にあたり、厚生労働省令に基づいて当事業所があなたに説明すべき内容は次の通りです。

1 事業者の概要

名 称	社会福祉法人 西春日井福祉会
所 在 地	愛知県清須市春日新町95番地
電 話 番 号	TEL052-408-0515 FAX052-408-5515
代 表 者 氏 名	理事長 長瀬 保
設 立 年 月	平成5年6月7日

2 提供施設

事業所の種類	指定共同生活援助事業所（日中サービス支援型）
事業所の名称	障害者グループホームこだち
事業所の所在地	愛知県北名古屋市九之坪笹塚29番地
連 絡 先	TEL0568-65-6156 FAX0568-65-6177
管 理 者	大野 高稔
サービス管理責任者	原田 晃生
サービスの実施地域	清須市・北名古屋市・豊山町
主たる対象者	知的障害者
利 用 定 員	10名
開 設 年 月 日	令和3年6月1日
事業所番号	2320800069

3 サービスの目的・運営方針

目 的	利用者に対して、適切な共同生活援助（日中サービス支援型）サービスを提供することを目的とする。
運 営 方 針	利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、生活全般にわたる介助や支援を行うことで、より充実した生活が送れるようサービスを提供する。

4 サービスに係る施設・設備等の概要

(1) 施設

建 物	構 造	鉄骨造平屋建て
	延べ床面積	616.03 m ² （障害者相談支援センター杜の風使用区域を含む）
敷 地 面 積		1,690.16 m ²

(2) 居室

居室の種類	室 数	面 積	一人当たり面積	備 考
1人部屋	10室	102.4m ²	8.9~10.7 m ²	収納部分を含まず

(3) 主な設備

居室の種類	室数	面積	一人当り面積	備考
居間・食堂	2室	68.2m ²		
便所	5室	14.1m ²		
浴室	2室	9.8m ²		
洗面所	2室	2.6m ²		
台所	2室	10.8m ²		
事務室(世話人室)	1室	12.9m ²		
デイルーム	1室	47.3m ²		

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し施設・設備を設置しています。

5 サービス提供職員の設置状況

職種	員数	職務内容
管理者	1名	・従業者及び業務の一元的管理及び指揮命令
サービス管理責任者	1名	・共同生活援助計画の作成 ・サービス内容の継続的評価 ・サービス内容と実施の手順に係る技術的助言や指導
看護職員	1名	・利用者の健康管理及び療養上の指導
世話人	3名以上	・利用者の生活の介護及び援助
生活支援員	2名以上	・利用者の生活の介護及び援助
夜間支援従事者	4名以上	・夜間及び深夜時間帯の生活の介護及び援助

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し、上記の職種の職員を配置しています。

6 職員の勤務体制

職種	勤務体制
管理者	常勤 生活支援員兼務 勤務時間帯のうち4時間勤務
サービス管理責任者	常勤 生活支援員兼務 勤務時間帯のうち4時間勤務
世話人 生活支援員	早出(6:30~15:30) 日勤(8:30~17:30) B5勤務(10:00~19:00) 遅出(12:00~21:00) 正規職員は常勤、その他職員は(4~8時間)は非常勤で勤務
看護職員	非常勤 勤務時間帯(8:30~17:30)のうち3時間勤務
夜間支援従事者	常勤 世話人・生活支援員兼務 D7勤務(16:30~翌10:00)

7 サービス利用料金とサービス内容

(1) 障害福祉サービスの利用料金

下記の障害福祉サービスの利用料金は、別表1 利用料金の総費用額の1割の額(小数点以下切捨て)が利用者負担額となり、残りの9割が自立支援給付等の給付対象となります。事業所が自立支援給付等を代理受領する場合には、利用者負担分としてサービス料金の1割を事業所にお支払いいただきます。

なお、利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給

者証をご確認ください。

サービスの種類	サービスの内容
共同生活援助計画の作成	利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、生活全般の質を向上させるための課題や目標、支援の方針等を記載した共同生活援助計画を作成します。
利用者に対する相談	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。
食事の提供	食材宅配サービスを利用し、職員が調理して提供します。(食事代は別途徴収)
健康管理	看護師及び世話人、支援員が疾病予防、日常の健康管理に努めます。
金銭管理の援助	生活費の管理方法や使途方法等について、必要に応じて相談支援を行います。委任により、銀行口座及び現金出納管理を行います。
余暇活動の支援	余暇活動として行事やレクリエーションを計画的に実施するとともに、地域行事の情報を提供し、参加を促進します。
緊急時の対応	利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに協力医療機関又は利用者の指定する医療機関での診察を依頼します。
日中活動の支援及び日中活動の場との連絡・調整	日中活動の支援を行います。日中他のサービスを利用する場合は必要に応じてサービス提供事業者と連絡・調整を行います。
財産管理等の援助	財産管理に支援が必要な利用者について、成年後見制度の利用を促進するなど必要な援助を行います。
日常生活の援助	食事、排泄、入浴、着替え、整容等について日常生活に必要な援助を行います。
夜間における支援	夜間において支援を行う職員を配置し、就寝準備や排泄等の支援を行うとともに、緊急時の対応を行います。
体験利用における支援	将来の利用や生活上の不安の解消等を目的として、体験利用として支援を行います。

(2) その他の利用料金（障害福祉サービス対象外）

障害福祉サービス以外の利用料金は別表2のとおりです。利用者個人の希望による特別のサービスは、事情の許す限り提供に努めますが、その費用については、利用者負担を原則とします。ここに定めのないものについてはお互いで協議します。

8 利用料金の請求・支払い

(1) 障害福祉サービス

障害福祉サービス利用料金は1か月ごとに計算し、市町村が定める利用者負担となる定率負担額および実費負担分を利用した翌月の15日までに請求しますので、月末までにお支払いください。

(2) その他のサービスの実費

利用者の要望による個別のサービスにかかった費用はその都度請求し、お預かりしている本人所持金(こづかい)から支払っていただきます。

(3) サービス利用の取り消し(食事キャンセル)料金

利用者がサービス利用の取り消しを利用日の3日前までに申し出のない場合は、一食ごとのキャンセル料(食事材料費)をいただきます。

(4) 利用料金の支払い方法

① 下記指定口座への振込み・口座振替

中日信用金庫 西春支店 普通口座

- 社会福祉法人 西春日井福祉会 障害者グループホームこたち
 ② 当事業所窓口での現金支払い（通常の営業時間内をお願いします）

9 苦情等の受付について

当事業所が提供するサービスの全般についての利用者からの要望や苦情について、当事業所の関係規定に基づき誠実に対応します。

苦情相談受付窓口

相談窓口受付担当者	原田 晃生(サービス管理責任者) 電話 0568-65-6156
苦情解決責任者	大野 高稔(管理者)
第三者委員	林 恵子 (当法人評議員、民生委員) TEL 052-409-3169 井上 忍 (当法人評議員、民生委員) TEL 0568-23-1072
県社会福祉協議会 運営適正化委員会	所在地 名古屋市東区白壁一丁目50番地 愛知県社会福祉会館内 ・電話番号 (052) 212-5515 / FAX:(052) 212-5514 ・相談時間/月曜日～金曜日 9:00～17:00 (祝日・休日・年末年始除く)
各市町担当窓口	北名古屋市社会福祉課 電話(0568) 22-1111 清須市社会福祉課 電話(052) 400-2721 豊山町福祉課 電話(0568) 28-0001 契約者の該当市の福祉課 電話() -

10 虐待防止について

利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、虐待防止に関する責任者を選任し、成年後見制度の利用を支援するとともに、従業員に対し、研修を実施しています。また、虐待防止対応検討委員会を定期的開催し、虐待の防止および早期発見に努めています。

虐待防止に関する相談窓口

相談窓口受付担当者	原田 晃生 (サービス管理責任者) 電話 0568-65-6156
虐待防止責任者	大野 高稔(管理者)

11 身体拘束等の禁止について

サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命及び身体を保護するため緊急その他やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。また、身体拘束等の適正化のための委員会を開催するとともに、従業員に対し、研修を定期的実施しています。

12 第三者による評価の実施状況について

第三者による評価	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		

13 利用者の記録及び情報の管理等

利用者の記録及び個人情報、個人情報保護法に基づいて対応します。

- (1) 利用者へのサービス向上に関する当事業所内職員会議や、他の事業所との連絡調整及び緊急時におけ

る病院等への連絡などにおいて情報提供が必要となる場合があるため、それらについては別紙個人情報使用同意書に基づき対応いたします。

- (2) 市町及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意（「個人情報使用同意書」による）に基づき情報提供を致します。
- (3) 利用記録及び個人情報については契約の終了後5年間保管します。

14 衛生管理等について

利用者の使用する設備や飲用する水について、衛生的な管理に努めるとともに、健康管理等に必要な機械器具等の管理を適正に行います。また、感染症または食中毒の予防及びまん延防止のための委員会を開催するとともに、従業員に対し、研修及び訓練を定期的実施しています。

15 緊急時の対応について

当事業所利用中の利用者に病状の急変が生じた場合及びその他必要な場合は、速やかに救急車等を利用して協力医療機関等に受診します。この場合はご家族等に早急に連絡します。

16 協力医療機関

当事業所は、下記の医療機関と協力し、利用者の病状の急変等に備えます。

名 称	住 所 ・ 電 話 番 号
医療法人済衆館 済衆館病院	愛知県北名古屋市鹿田西村前111番地 TEL 0568-21-0811

17 非常災害時の対応について

非常災害時は、当事業所非常時対応指針及び消防計画等により対応します。

非常災害時の対応	非常災害に関する具体的計画により、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行います。
防火管理責任者	サービス管理責任者 原田 晃生
防災訓練	消防計画書に基づき、利用者も参加して防災避難訓練を年2回実施します。
防災設備	スプリンクラー 自動火災報知機 誘導灯 非常通報装置 消火器

18 事故発生時の対応について

利用者に対する共同生活援助サービスの提供により事故が発生した場合は、県、市町、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。また、利用者に対する共同生活援助サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

損害賠償保険	事故・災害に備えて損害賠償保険に加入しています。 加入保険会社名 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 加入保険内容 填補限度額 対人1名につき3億円 対物1事故につき 2千万円
--------	--

19 施設利用上の留意事項

当事業所を利用される人の共同生活の場として、個々の生活のあり方を尊重し、快適性や安全性を保つために、以下の事項についてご注意ください。

種 類	内 容
来 訪	来訪者は必ず事務室（世話人室）にお知らせください。

面 会	面会日・面会時間に特に制限はありませんが、朝9時までおよび17時以降は職員が手薄のため対応が難しい場合もあります。
外出・外泊	家族その他関係者の責任による外出・外泊に制限はありません。食事のキャンセルは3日前まで無料で可能ですが、それ以降は、一食ごとのキャンセル料（食事材料費）をいただきます。
持ち物	生活必需品・生活を楽しむための物品の持ち込みは自由ですが、刃物等危険物はお断りします。また集団生活上安全衛生等の管理が難しいものについてもお断りする場合があります。また本人では管理の難しいもの・周囲とのトラブルにつながるようなものについては、本人・家族の了解を得て職員が管理をさせていただきます。 本人・職員が気をつけていてもいろいろな理由で持ち物が破損する場合がありますので、大切なものの持ち込みはご遠慮ください。本人の管理する貴重品については自分の責任において管理していただきます。紛失等の事故に対する責任は事業所で負うことはできません。
設備利用	事業所内の設備・器具の利用は本来の用途に従ってご利用ください。これに反した利用により破損等が生じた場合は賠償していただくことがあります。本意でなくても他人の物品・施設設備等を破損することがあります。当施設を利用する際は損害賠償保険に加入することをお勧めします。
喫煙・飲酒	喫煙は原則的にお断りします。飲酒は時・場所等を相談の上、他の利用者の迷惑にならない範囲でお願いします。
宗教・政治・営利活動等	利用者の思想・信教は自由ですが、他の利用者や職員に対して迷惑を及ぼすような宗教活動・政治活動・営利活動等をご遠慮ください。

20 ハラスメント対策について

当事業所は、適切な共同生活援助サービスの提供を確保する観点から、援助現場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより事業所の就業環境が害されることを防止するための方針を明確化する等の必要な措置を講じるものとします。

事業所において対策を講ずべきものとして、次のような行為をハラスメントであるとします。

- (1) 身体的な力を使って危害を及ぼすような、身体的暴力
 - (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする精神的暴力
 - (3) 意に添わない性的誘い・掛け、好意的態度の要求等の、セクシャルハラスメント
 - (4) その他、必要かつ相当な範囲を超える悪質な要求やクレーム、長時間の拘束等
- 事業所、利用者及びその家族等は、ハラスメントの発生防止に努めるものとします。

21 業務継続計画について

感染症や非常災害の発生時において、利用者が継続して共同生活援助サービスの提供が受けられるよう、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るため、業務継続計画を策定しています。また、その計画に基づき、従業員に対して、必要な研修及び訓練を実施しています。

22 地域との連携等について

当事業所は、地域住民やボランティア活動等との連携及び協力をを行う等、地域との交流に努めています。また、利用者及びその家族、地域住民の代表者等により構成される地域連携推進会議を開催するとともに、地域連携推進会議の構成員が事業所を見学する機会を設けています。

23 地域生活支援拠点等の機能について

当事業所は、サービス実施区域の地域生活支援拠点等として、短期入所等を活用し、介護者の急病等の緊急時に受入れを行うとともに、共同生活援助サービスの体験利用の機会を提供しています。

24 サービス提供開始可能年月日

令和 年 月 日

指定共同生活援助事業所（日中サービス支援型） 障害者グループホームこだちの共同生活援助サービスの提供及び開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業者 住所 〒481-0041 北名古屋市九之坪笹塚29番地
名称 指定共同生活援助事業所（日中サービス支援型）
障害者グループホームこだち

説明者 職名
氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から指定共同生活援助事業所（日中サービス支援型） 障害者グループホームこだちの障害福祉サービスの提供及び利用について重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者 住所 〒 _____
氏名 _____ 印

身元保証人 (成年後見人) 住所 〒 _____
氏名 _____ 印
(続柄 _____)

成年後見人 住所 〒 _____
氏名 _____ 印